該事項がない場合にあっては、その旨）

⑹　当該取引が提出会社の利益を害さないかどうかについての提出会社の取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会。⑹において同じ。）の判断及びその理由

⑹　社外取締役を置く提出会社において、⑹の取締役の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

⑼　監査の状況

a　監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。

⑻　監査人監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査人が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑹　当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、主な検討事項及び個々の監査役の出席状況等）を記載すること。

b　内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

⑻　内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑹　内部監査、監査人監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑽　連結財務諸表

別記第16号様式から別記第21号様式までにより連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を、別記第８号様式、別記第９号様式及び別記第11号様式により連結附属明細表を作成すること。

⑾　個別財務諸表

別記第１号様式から別記第12号様式まで及び別記第14号様式により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表を作成すること。

別記第三十三号様式（第十五条（第二十五条において準用する場合を含む。）関係）

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	□特定複合観光施設区域整備法第28条第７項 □特定複合観光施設区域整備法第28条第12項において準用する同条第７項
【提出先】	国土交通大臣
【提出日】	年　月　日
【名称】	
【代表者の役職氏名】	
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	

１【財務報告書の記載内容の適正性に関する事項】

２【特記事項】

（記載上の注意）

１　該当する□にレ印を付けること。

２　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第４号の２様式に準じて記載すること。